

## 平成30年第8回教育委員会定例会

平成30年第8回教育委員会定例会が平成30年8月17日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成30年8月17日(金) 午前9時30分から
- 2 場 所 健康センター 第1・2・3会議室
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 坂田 篤 (教育長)  
宮川 保之 (教育長職務代理者)  
植松 紀子 (委員)  
粕谷 衛 (委員)  
兵頭 扶美枝 (委員)
- 5 出席説明者 石川 智裕 (教育部長)  
長井 満敏 (教育部参事)  
細山 克昭 (教育総務課長)  
馬場 一平 (統括指導主事)  
西山 智 (指導主事)  
井上 真登 (指導主事)  
小池 雄志郎 (清瀬市立中学校用教科用図書調査委員会委員長(清瀬市立清瀬中学校長))  
佐藤 伸彦 (清瀬市立小・中学校特別支援学級用教科用図書調査委員会委員長(清瀬市立清瀬小学校長))
- 6 書 記 鈴木 丈洋 (教育総務課庶務係長)  
大津 雄平

## 平成 30 年第 8 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 30 年 8 月 17 日

午 前 9 時 30 分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名(植松委員)
- 日程第 2 議案第 15 号 平成 31 年度使用 清瀬市立小学校教科用図書(「特別の教科 道徳」以外)の採択について
- 日程第 3 議案第 16 号 平成 31 年度使用 清瀬市立中学校教科用図書(「特別の教科 道徳」)の採択について
- 日程第 4 議案第 17 号 平成 31 年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 日程第 5 教育長報告
- 日程第 6 教育委員報告
- 日程第 7 議案第 18 号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 日程第 8 議案第 18 号 清瀬市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用、免職及び職務に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 9 その他 今後の日程について

## 議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

### 開会

坂田教育長が開会を宣言。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が植松委員を指名

### 日程第2 議案第15号 平成31年度使用 清瀬市立小学校教科用図書(「特別の教科 道徳」以外)の採択について

(坂田教育長)

日程第2「議案第15号 平成31年度使用 清瀬市立小学校用教科用図書(「特別の教科 道徳」以外)の採択について」こちらの提案理由について、石川教育部長より説明をお願いします。

(石川教育部長)

議案第15号の提案理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条の六の規定に基づき、清瀬市立小学校で使用する教科用図書について採択していただく必要があるため提出するものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(坂田教育長)

それでは審議を始めます。初めに、長井教育部参事より「平成31年度使用 清瀬市立小学校用教科用図書」の採択に当たって実施した調査の概要及び経過について説明をお願いします。

(長井教育部参事)

調査の概要について説明いたします。

平成31年度から使用する「特別の教科 道徳」以外の小学校用教科用図書、いわゆる教科書の採択については、平成29年10月13日付文部科学省からの事務連絡「平成31年度使用 小学校用教科書の採択について」のとおり、前回実施した平成25年度の検定で合格した教科書の中から採択を行います。

これは、今回採択する平成31年度から使用する小学校用の教科書が、平成32年度から新学習指導要領が全面実施される関係で1年間のみの使用となるためです。

これを踏まえて、本来であれば、前回同様に綿密な調査研究を踏まえた上で採択を

行うところですが、対象となる教科書が前回採択時と同じ教科書であるため、今回は調査研究に係る事務を省略し、前回の調査研究の内容等を活用しつつ、過去 4 年間の使用実績を踏まえて、現在使用している教科書を 1 年間延長して継続使用するかどうかを審議していただくこととなります。

(坂田教育長)

ただいま説明があったとおり、平成 31 年度から 1 年間のみ小学校で使用するもので、文部科学省からの事務連絡のとおり、配布されている平成 26 年度採択における調査研究資料及び過去 4 年間の使用実績を踏まえて、現在使用している教科書を 1 年間延長して継続使用するかどうかを審議していただくこととなります。御意見を伺います。

(兵頭委員)

平成 26 年度採択における調査研究が綿密に行われ、適切に採択された教材であり、過去 4 年間の使用実績があることから見ても 1 年間延長して継続使用することに異議はない。

(植松委員)

同様の意見で異議なし。

(粕谷委員)

過去 4 年間使用する中で、問題点や課題について学校からの声は上がってきているか。

(長井教育部参事)

教育委員会に校長会等から現在使用している教科書についての問題点や課題についての指摘の声は上がってきておりません。また、指導主事による教員への聞き取りでも問題点や課題についての指摘の声は上がってきておりません。

学校は既に新学習指導要領への移行措置に意識を高めており、現在使用している教科書を基に移行措置の計画を立てています。ここで教科書を変えるのは、教員の意識に混乱を招く恐れもあろうかと思えます。

(宮川教育長職務代理者)

現在、各教科書会社は、平成 32 年度使用の教科書に、新学習指導要領でキーワードとして強調されている「主体的・対話的で深い学び」を実現させる工夫をどのように反映させるか準備している段階であると思われる。学校においても、こうした状況を踏まえて、現在使用している教科書を基にしっかり研究し、平成 32 年度の新学習指導要領

の全面実施に備えていただきたいと思います。

(坂田教育長)

全委員、継続の使用が妥当であるという御意見でよろしいでしょうか。

(発言者なし)

(坂田教育長)

それでは、平成31年度使用 清瀬市立小学校用教科書(「特別の教科 道徳」以外)について、現在使用している教科書を再度採択して1年間延長して継続使用するかどうかを決めたいと思います。

現在使用している教科書を再度採択することについて賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(坂田教育長)

それでは、この結果により、平成31年度から1年間、清瀬市立小学校で使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書として、現在使用している教科書を再度採択することとします。

日程第3 議案第16号 平成31年度使用 清瀬市立中学校教科用図書(「特別の教科 道徳」)の採択について
--

(坂田教育長)

日程第3「議案第16号 平成31年度使用 清瀬市立中学校教科用図書(「特別の教科 道徳」)の採択」に移ります。こちらの提案理由について、石川教育部長より説明をお願いします。

(石川教育部長)

議案第16号の提案理由といたしましては、先ほどご審議いただいた小学校用教科書と同様に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条の六の規定に基づき、清瀬市立中学校で使用する教科書について採択していただく必要があるため提出するものでございます。御審議の程よろしくお願いたします。

(坂田教育長)

それでは、長井教育部参事より「平成 31 年度使用 清瀬市立中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳）」の採択に当たって実施した調査の概要及び経過について説明をお願いします。

（長井教育部参事）

調査の概要について説明いたします。

まず、中学校用教科書の採択についてですが、今回審議をお願いしますのは、平成 27 年 3 月に文部科学省から公布された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、平成 31 年 4 月日より中学校において教科化される道徳の時間に使用する教科書です。

文部科学省の検定を受けた教科書について、本市では独自に「清瀬市立中学校用教科用図書調査委員会」を設置し、調査・研究を行い、報告書を作成しました。後ほど、「清瀬市立中学校用 教科用図書調査委員会」の小池委員長より報告していただきます。また、東京都教育委員会も「教科書調査研究資料」として報告をまとめています。これらを参考にして、清瀬の子供たちが心から親しむとともに、考え議論する道徳の推進に資する、清瀬の子供たちにふさわしい教科書を採択していただきますようお願いいたします。

調査の経過についてですが、こちらは、「清瀬市立中学校教科用図書採択要領」に基づき調査を行いました。

まず、調査委員として市立中学校長 2 名と市立中学校の保護者 2 名に委嘱を行い、5 月 10 日に第 1 回の調査委員会を開催し調査内容の確認を行いました。そして、5 月 11 日に中学校各校 1 名の道徳教育担当教員と担当校長からなる第 1 回調査部会で、調査・研究の実施について確認をしました。その後、5 月 14 日から 6 月 8 日にかけて全中学校に教科用図書研究会を設置し、教科書見本を基に調査・研究を実施し、その結果が 6 月 29 日の第 2 回調査部会に報告されました。

第 2 回調査部会では、各校における調査研究結果を参考にしながら、改めて調査研究を行い、その結果が 7 月 10 日第 2 回調査委員会に報告されました。調査委員会では、部会からの報告を参考に調査・研究を行い、8 月 6 日に調査委員会委員長から教育長に提出されました。

これに並行して、6 月 12 日から 6 月 24 日まで、教科書見本を市立中央図書館、竹丘図書館、下宿図書館の 3 か所で展示し、広く市民の意見を求めました。その結果については、内容を取りまとめ、教育委員の皆様に御覧いただいているところです。

今回の教科書展示では、合計 37 通の御意見をいただきました。その中で多かったのが、「価値観の押しつけではなく、子供たちに自分を見つめさせ、考えさせるものを、子供達の心に届くものを」ということと、「現場の先生の意見を聞いてほしい」といった御意見でした。以上です。

(坂田教育長)

それでは、平成31年度 使用清瀬市立中学校用教科書(「特別の教科 道徳」)について、審議を始めます。はじめに「平成31年度使用 清瀬市立中学校用教科用図書調査委員会」委員長、小池雄志郎委員長から調査の報告をお願いします。

(小池委員長)

それでは、報告いたします。

配布資料「平成31～32年度使用 清瀬市立中学校用教科書調査研究資料」を御覧ください。教育長に提出した本資料は、中学校で使用する検定を経た全8者の「特別の教科 道徳」の教科書の調査・研究結果をまとめたものです。

調査委員会は、学習指導要領改訂により設置された「特別の教科 道徳」の目標を踏まえ、その趣旨である「考え、議論する」ことを通して、本市の生徒に「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことに資するものとして、第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン及び本市の生徒の実態を踏まえて、「内容の選択」、「構成・分量」、「表記・表現」、「使用上の便宜」、「人権」及び「その他」の6観点で調査・研究を行いました。

この場では、特に今回の改訂の趣旨である「考え、議論する道徳」の展開を行うための「構成・分量」と「使用上の便宜」の調査について報告いたします。

「構成・分量」については、内容項目の示し方や年間を通した教材の配列を、「使用上の便宜」については、発問例、活動例、学習記録や振り返りを主に調査しました。

内容項目の示し方や年間を通した教材の配列は、一年間どのようなことについて考えを広げ深めていくのかを示した年間指導計画を立案することに関わりがあります。

この点においては、全ての教科書で様々な工夫がされています。

道徳科の内容項目の4つの視点である「自分自身に関すること」「人とのかかわりに関すること」「集団や社会とのかかわりに関すること」「生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」について、全ての教科書で文言やマーク、色分けといった方法で、その教材がどの視点に関わっているかが分かるようになっていきます。

また、その教材の具体的な内容項目等についても、全ての教科書で、巻頭又は巻末に一覧を掲載しています。

発問例や活動例等については、全ての教科書で、各教材の最終ページにコーナー等を設けて示されています。東京書籍は、「考えてみよう」のコーナーに発問例等を2つ程度。学校図書は、「学びに向かうために」のコーナーに発問例等を3つ程度。教育出版は、「学びの道しるべ」のコーナーに発問例等を3つ程度。光村図書は、「学びのテーマ」のページに発問例等を5つ程度。日本文教出版は、「考えてみよう」「自分に+1(プラスワン)」に発問例を1つずつ。学研は、視点ごとに色分けされたマークを付けて、発問例を1つ。廣済堂あかつきは、「考える・話し合う」のコーナーに発問例を3つ程度。

日本教科書は、「考え、話し合ってみよう そして、深めよう」のコーナーに発問例等を 3 つ程度。それぞれ、教材の中に示された道徳的な価値や課題が浮き彫りになる場面や葛藤場面等について考えさせる発問や、教材を通して考えた道徳性について、自分事として考えたり、その考えを広げ深めたりさせる発問が示されています。

また、学習記録や振り返りについては、日本文教出版と廣済堂あかつきは、学習記録を書く別冊ノートが付いています。

具体的な調査研究内容の結果につきましては、配布資料を御覧ください。

以上でございます。

(坂田教育長)

それでは質問を受けつけます。

(兵頭委員)

「考え、議論する道徳」を踏まえて発問例の扱いについての説明があったが、実際の教室においてどのように扱われることが予想されるか。

(小池委員長)

発問例が示されることによって、教材を通して考えさせる道徳的な価値が明確になると思われまます。そして、教師は授業の中で「どのように道徳的価値についての理解を深めさせる」のかや、「どのように自分事として考えさせる」のか、また、「どのように考えを広げ深めさせる」のか、さらに、「どのようにこれからの生き方について考えさせる」のか、といった指導の工夫を考える際に役立つかと思われまます。

ただし、この発問例があることによって、発問が限定されたり、その通りに授業をしなければならぬものと受け止められたりすることが起こる可能性も考えられます。発問例はあくまでも例であり、基本は教師が考えるものです。話し合い活動や体験活動、問題解決型の手法を取り入れる等、活動例についても同様です。

これらを踏まえて、教師は、「考え、議論する道徳」の授業の実現に向けて、発問例等を参考として扱い、教材研究を深めなければならないと思います。

(宮川教育長職務代理者)

今回の道徳では「いじめの問題」や「情報モラル」といった現代的な課題について考える教材が各者に盛り込まれているが、どのように扱っているか。また、第 2 次マスタープランと関連させて調査を行っているとのことが、何か特徴的なことはあったか。

(小池委員長)

第 2 次マスタープランの中では、方向性 8 に「豊かな心と 撓(しな)やかで 強(したた)



かな 心の育成」を掲げて、「自他を尊重できる豊かな心と困難に直面してもくじけない心の強さ」を育成することが示されています。

このことに関連して、現代的な課題の一つである「いじめの問題」に関する各者の具体的な扱いについて御紹介します。

東京書籍は、全学年に「いじめのない世界へ」と「いのちを考える」というテーマを示して、複数の内容項目を関連させて考えさせるために、2つの教材を組み合わせたユニット形式の学習を取り入れています。

学校図書は、全学年に現代的な教育課題として「いじめの防止」や「命の尊厳」、「情報のモラル」などのマークを教材に付けて、複数の内容項目を関連させて「いじめの問題」を扱うようにしています。

教育出版は、全学年に「いじめ」の場面を扱った読み物教材を掲載しています。「いじめの問題」を切り口として内容項目について考えさせる教材や「情報モラル」と関連させた教材を掲載しています。

光村図書は、全学年に「いじめの問題」と関連の深い読み物教材を掲載し、その後にコラム「いじめについて考える」を掲載して、複数の教材を組み合わせたユニット形式の学習を取り入れています。

日本文教出版は、全学年に「『いじめ』と向き合う」というテーマを示して、複数の内容項目を関連させて考えさせるために、学年段階に応じて、複数の教材を組み合わせたユニット形式の学習を取り入れています。

学研は、「いじめ防止」と「生命尊重」をテーマとし、複数の内容項目を関連させて考えさせるために、「いじめ」を扱った読み物教材やコラム「クローズアップ」、学びの提案「深めよう」等のページを掲載しています。

廣済堂あかつきは、「公正、公平、社会正義」を軸としながら他の内容項目と関連させて「いじめの問題」について考えさせるために、いじめ防止に関する内容を扱った教材やコラム「thinking」等のページを掲載しています。

日本教科書は、いじめ防止に関する内容を扱った教材として、学年に1又は2教材を掲載しています。「友情、信頼」「社会参画、公共の精神」「相互理解、寛容」「国際理解、国際貢献」「よりよく生きる喜び」と全て違う内容項目で扱っています。

以上です。

(坂田教育長)

他に質問はありますか。

(発言者なし)

(坂田教育長)

平成 31 年度使用 中学校用教科書に関わる調査報告についての質疑は以上をもって終了とします。小池委員長はここで御退席いただきます。

(小池委員長 退席)

(坂田教育長)

それでは審議を進めます。これまでの質疑や御意見を基に、8 者の特色について整理していきます。御意見の視点としては、2 点挙げられるかと思います。

1 点目は、「考え、議論する道徳」の実現に向けた工夫として、発問例や別冊ノートの扱いに関すること。

2 点目は、「特別の教科 道徳」の設置の趣旨を踏まえ、「いじめ問題」や「情報モラル」といった現代的な課題について考える教材の扱いに関すること。

この 2 点について、事前に教科書を御覧いただいた率直な感想等も踏まえて御意見をいただきたいと思います。

(兵頭委員)

発問例や別冊ノートの扱いに関することだが、学校図書の発問は、学びのゴールを示しすぎの印象を受けた。ゴールまでの道筋がほぼ三段階で示されている。教師が生徒の実態を踏まえて教科書をどのように扱い、発問を計画するかが重要で、指導の工夫について、限定されるようなことがあってはならないと思う。また、関連してだが、学期ごとの振り返りを書く「学びの記録」も教師の評価のためのものという印象を受けた。

(粕谷委員)

同感である。こういう発問をしなければならないとか、こういう使い方をしなければならないと言ったような教科書の扱い方は避けなければならないと思う。

たとえば廣済堂あかつきの教科書を見ると、発問や指示等の情報が丁寧すぎて、一見すると教師にとってはガイドがあって授業をしやすく、生徒にとっても学習の見通しがもてるものとなっている教科書があるが、あまり丁寧過ぎるのも問題かと思う。

(坂田教育長)

今の議論に関連してですが、別冊ノートが付いている教科書会社が 2 者あります。こうしたものと、発問例に対する生徒の考えが書きこまれたものが散逸せずに済むのはよいと思います。また、指導する教員にもよりますが、力量のある教員であれば、自分でワークシートを作るでしょうし、そうでない教員はノートを活用して進めることができる。そう考えると、発問例や活動例といった指導内容があることは、最低限の指導が担保できるよさはあると思います。

さらに、教員が評価を行う際にも生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に捉えやすくなるという利点があります。他の教科書は、教科書の中に書き込むようになっていますが、これはどうかと思いますが。

(植松委員)

別冊にノートが付いていると、教員はどうしてもノートを使うことに意識が向いてしまい、生徒が考える内容を限定してしまう心配がある。

日本文教出版の別冊ノートは、教材ごとに示された発問例が掲載されていて、それについて自分の考えを記入できるようになっている。

廣済堂あかつきの別冊ノートは、内容項目ごとに自分の考えを記入できるようになっている。授業を行う際、便利な印象を受けるが、どちらもその使い方が限定されているように感じる。

(兵頭委員)

できる教員はどんどん自分で教材研究をして、主発問以外の発問をいくつかの段階を追って設定し、授業をつくっていく。発問例や活動例、ノートのある・なしというよりは、教科書を使う教員がどう授業を構成するかが大事なのではないか。

(宮川教育長職務代理者)

教員が、教科書を使い、どう授業を構成するかが大事とあったが、特に道徳科の学習指導要領解説には「道徳科においても、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、道徳教育の特性を鑑みれば、各地域に根ざした郷土資料など、多様な教材を併せて活用することが重要である」と書かれている。

例えば「清瀬の道徳」と合わせて使ったり、ノートとは別にワークシートを作成して使用したりすることも重要ではないか。

つまり、教師が授業を考える際、主たる教材として教科書を使用するが、その扱いに工夫の余地があるものが望ましいのではないか。

(坂田教育長)

それでは、別冊のノートのある・なしではなく、教科書そのものの構成で考えていきたいと思います。

(植松委員)

発問例や活動例などを示しすぎて限定するようなことは避けた方がよいと思う。特に廣済堂あかつきは、「学習の手がかり」が丁寧に示されすぎているように感じた。

逆に、学研の読み物教材は発問例が 1 つに絞られていて、さらに、教材を通して学

習する内容を補充し、生徒により広く深く考えさせることができるページを各教材の終わりに掲載している。教師の工夫で授業をどんどん広げられる可能性を感じた。

(粕谷委員)

確かに学研は、発問例が1つと少なく、中心となる発問に絞られている。

少し視点は逸れるが、学研は、サイズが一番大きいのが、重さは各者どのようになっている。事前に、教科書の重さについて、事務局の方に質問させていただいたが、結果はどうだったか。

(長井教育部参事)

サイズと重さについて、結果をお答えします。全て1年生の教科書 1冊分の重さです。

東京書籍は、AB版で約 380 グラム、学校図書は、AB版で約 510 グラム、教育出版は、B5 版で約 360 グラム、光村図書は、B5 版で約 410 グラム、日本文教出版は、B5 版ノート込みで約 430 グラム、学研は、A4 版で約 410 グラム、廣済堂あかつきは、AB 版ノート込みで約 520 グラム、日本教科書は、B5版で約 340 グラムとなっていて、サイズが大きいからといって、必ず重いというわけではないようです。紙の重さ等も関係しているようです。

(粕谷委員)

ありがとうございます。話を発問例に戻すと、発問例や活動例が多く、丁寧すぎる教科書が気になる。やはり、発問例が丁度よい量で、内容のバランスが取れた教科書を選びたい。

(宮川教育長職務代理者)

同感である。例えば、教育出版は、発問の構成が細かく書かれている。

教材の初めに導入のための発問があり、教材の終わりにも 3 つの発問が用意されていて、非常に丁寧である。

しかし、教師は、この流れに沿って授業を行うことができると思うが、あまり発問が多いと、教師が考える指導の工夫を限定するようなことになってしまうかもしれない。

もっと教員が指導の工夫を考える余地があつてよいと思う。

(坂田教育長)

まだ御意見が出ていない東京書籍、日本文教出版、光村図書、日本教科書はいかがでしょうか。

(兵頭委員)

東京書籍は、発問例の量が適切だと思う。また、現代的な課題についても、全体的に網羅しつつ、「いじめの問題」と「いのち」について考えられるよう重点化を図っていて、生徒にとっても教師にとっても使いやすいと思う。

(粕谷委員)

光村図書も、現代的な課題について全体的に網羅していて、教材とコラムを関連させて考えることができ、使いやすいと思う。

しかし、発問例が丁寧過ぎると思う。各教材の終わりにある「学びのテーマ」に示された学習の流れの例は非常に丁寧だが、それをそのまま使った授業になってしまうかもしれない。

(植松委員)

日本教科書は、教材が全て学習指導要領に示された内容項目の順に配列されていて、指導計画が全て学校に委ねられるつくりになっている。そのため、学校によっては、指導計画の立案に際して自由度が高い反面、使いづらいと感じることも多いのではないかな。

また、教材の扱いに十分配慮が必要と思われるものがあり、このことは、図書館でのアンケートの中にも御意見として上がっていた。

(宮川教育長職務代理者)

日本文教出版は、東京書籍と同様に、発問例の量が適切だと思う。また、現代的な課題についても、全体的に網羅しつつ、「いじめの問題」について重点化が図られていて、生徒にとっても教師にとっても使いやすいと思う。

別冊ノートについては、気になるといった御意見もあったが、最初の議論にもあったように、ノートのある・なしというよりは、教科書を使う教員がどう授業を構成するかが大事なのではないかな。

(坂田教育長)

では、このあたりで発問例のバランス、現代的な課題の扱い方の工夫の観点から東京書籍、光村図書、日本文教出版、学研の4者について議論を深めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

(坂田教育長)

それでは、この 4 者について御意見を伺います。掲載されている教材の質はそれほど大きく変わらないと思いますが。

(宮川教育長職務代理者)

学習の記録やふり返りの書き方に特徴があるように思う。

東京書籍、光村図書は、各教材の終わりに、学習の記録として、気付いたことや考えたこと、感想などを書くスペースを設けている。日本文教出版は、別冊ノートに集約されている。また、東京書籍は、巻末の付録に学期毎のふり返りを、光村図書は巻末の付録に 1 年間のテーマに沿ってふり返りを書くページがある。学研は、巻末の「心の四季」という 1 年間のふり返るページがある。東京書籍と日本文教出版は、自己評価を段階的に示してふり返る欄と感想などを記述する欄の両方がある。自分を俯瞰してふり返る中学生ならではの思考力が働くよい活動だと思われる。

また、段階的と言っても、「自分の考えを深めることができたか」や「自分の考えを広げることができたか」など、生徒が、自身の学びを主体的・対話的といった視点で振り返るような内容になっていて、自身のものの見方や考え方の広がり意識できるようになっていると思う。

(粕谷委員)

光村図書もその点に関して、しっかり感想などを記述できるようになっていると思う。ただ、やはり気になるのは、光村図書は、発問例が丁寧過ぎるということ。

学研はその点、毎時間の振り返りを書き込む箇所を絞っている。教材を通して学習する内容を補充するページに、意図的に設けている。

(植松委員)

学研の発問例は1つに絞られていて、教師の工夫で授業をどんどん広げられる構成になっている。教材を通して学習する内容を補充し、広く考えさせることができる「クローズアップ」などのページが各教材の終わりに資料として掲載しているので、指導の幅が広げられるのではないかと。巻頭に学び方を示したページもあるので、生徒にとっても学びやすいのではないかと。

(兵頭委員)

そのように考えると学研も発問例は 1 つだが、他者と同様に、発問例のバランスが良いと言える。学研や東京書籍は、発問が絞られていて、発問の構成がすっきりしているので、教師の自由度が高いと思う。

日本文教出版の発問も分かりやすいが、記述する欄が多く、書く量が多いので話し合う時間が少なくなるのが心配である。ノートも含めて説明が多い印象を受ける。

また、光村図書は、東京書籍、日本文教出版と同様に巻頭で道徳科の学び方を分かりやすく示していてよいと思う。

しかし、国語の教材に似ていて、文章の内容がしっかりしているので、特に人権や命といった重いテーマの教材は、大人でも考え込んでしまう文章があった。こうした教材は、教師からは、読み取りに時間がかかり、扱いが難しいと思われるかもしれない。

(宮川教育長職務代理者)

読み取りに時間のかかる教材であっても、指導の工夫によってしっかりと生徒に考えさせることができると思う。ただし、光村図書の文章はやや硬いというか長い印象を受ける。

「考え、議論する」ために教材を活用しながら「話し合う」「演じる」「書く」といった活動は、どれも道徳的価値に対する考えを深めるための手だてであり、このことによって生徒たちに自分をふり返らせたり、深く考えさせたりして、これからの実践につなげさせていくことが重要である。

教科化されたばかりで、まだこのことについての理解が浅い段階であるならば、ある程度読み取りに時間のかからない分かりやすい教材で、発問や資料等に仕掛けのある教科書が、本市には必要だと思う。

(坂田教育長)

議論が東京書籍と学研の2者に絞られてきているので、この2者について更に議論を詰めて、教科書の採択を行っていく方向でよろしいでしょうか。

これまで、教師側の視点での意見が多かったため、なるべく生徒側の視点でお願いします。

(植松委員)

学研の教科書について評価を高くしていたのですが、やはり発問を絞り過ぎている印象が残った。生徒がある程度見通しがもてるものがよいかと思う。その点、東京書籍の方がバランスがよいと思う。

(粕谷委員)

東京書籍は、年間をふり返る際に自分の学びの継続性があるように感じた。学研は、単年度で完結する印象を受けた。

(兵頭委員)

学研は、各教材についている補充のページでゴールが見えてしまう印象を受けた。その点、東京書籍は結論が示されていないものがあり、生徒の悩みや迷いを描いていて、

読んでいる生徒自身が自分なりの結論を考えていく教材が多いという印象を受けた。

(宮川教育長職務代理者)

結論から申すと、私も東京書籍がいいと思う。学研も優れた教材が多いが、現代的な課題の取り上げ方が分かりやすく、自分の体験から学び考える教材が多いと思う。

(坂田教育長)

私も最後に少し意見を述べさせていただきます。教材への向き合い方という点で、私はやはり一つの教材にじっくりと向き合わせて議論させたいと考えます。学研の教材もよいのですが、補充教材と組み合わせて使うという考え方よりは、東京書籍のように一つの教材で考えさせる方がよいと思います。そうした観点で見ますと、私も皆さんと同じで東京書籍がいいと思います。

(全員異議なし)

(坂田教育長)

それでは、平成 31 年度から清瀬市立中学校で使用する道徳の教科書として、東京書籍の教科書を採択することとします。

(10 分間休憩)

日程第 4 議案第 17 号 平成 31 年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用 図書の採択について
---

(11 時 30 分再開)

(坂田教育長)

それでは、日程第 4「議案第 17 号 平成 31 年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択」に移りますこちらの提案理由について、石川教育部長より説明をお願いします。

(石川教育部長)

議案第 17 号の提案理由といたしましては、これまでご審議いただいた小学校用教科書、中学校用教科書と同様に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条の六の規定に基づき、清瀬市立小・中学校 特別支援学級で使用する教科書について採択していただく必要があるため提出するものでございます。御審議の程よろしく願いいたし



ます。

(坂田教育長)

それでは、長井教育部参事より「平成 31 年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級用教科用図書」の採択に当たって実施した調査の概要及び経過について説明をお願いします。

(長井教育部参事)

特別支援学級で使用する教科書についてですが、こちらも中学校用教科書と同様に、「清瀬市立小・中学校特別支援学級用 教科用図書調査委員会」を設置し、調査・研究を行った上で、特別支援学級設置校ごとに障害種別の報告書を作成しています。

特別支援学級で使用する教科書の調査の経過ですが、こちらも中学校用教科書と同様に、調査委員会、調査部会、研究会を設置し、5月14日から調査・研究を開始し、特別支援学級設置校ごとに障害種別の報告書を作成して、8月6日に調査委員会委員長から教育長に提出されました。調査の概要及び経過については以上です。

(坂田教育長)

それでは、清瀬市立小・中学校特別支援学級用教科書について、審議を始めます。はじめに「平成 31 年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級用 教科用図書調査委員会」委員長、佐藤 伸彦 委員長から調査の報告をお願いします。

(佐藤委員長)

それでは、平成 31 年度使用 小・中学校特別支援学級教科書についての調査の概要を説明いたします。

お手元の、特別支援学級を設置する各学校各学級の平成 31 年度使用 特別支援学級用教科書 調査研究報告書 を御覧ください。

特別支援学級で採択する教科書は 3 種類ございます。

一つ目は、通常の学級で採択した教科書です。小学校は先ほど採択されたもの、道徳は平成 29 年度に採択されております。中学校は平成 27 年度採択されたもの、道徳は先ほど採択されております。

二つ目は、学校教育法付則第 9 条による教科書(一般図書)で、東京都教育委員会が作成した、平成 30 年～平成 31 年度使用特別支援教育教科書調査研究資料によるものです。

例えば、報告書の 清瀬小学校 障害種別 知的障害学級の国語 2 年生を御覧ください。【国語112】と示すとともに、理由欄に理由が記載されています。このようにカッコで教科名と数字が付され、さらに理由が記載されているものは、同資料に基づき調査

研究されているものです。

同資料は、東京都教育委員会が特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒の障害の実態や状況の推移を考慮し、各教科の主たる教材としての有効かつ適切な一般図書の採択が行われるように作成しています。

三つ目は、それ以外の一般図書です。番号記載のないものです。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の特性は皆違います。また、全ての一般図書が東京都教育委員会の作成した同資料に網羅されているわけではありません。従って、児童・生徒の特性を鑑みて、同資料で対応しきれない場合は、同資料に掲載されていない一般図書を調査研究する必要があります。

報告書の中で、教科名と数字が記載されていない箇所、例えば、清瀬小学校 障害種別 知的障害学級の国語 5年生がそれにあたります。

更に、報告書の見方について補足します。

清瀬小学校 障害種別 知的障害学級の社会を御覧ください。

1・2年生が空欄になっています。これは、1・2年生では社会の教科はもともと取り扱うことがないという意味です。

また、3年生を御覧ください。理由欄のみ斜線になっています。これは、検定済教科書の使用がふさわしいと考えるため、理由欄が斜線になっています。

検定済教科書はすでに採択いただいています教科書会社発行の教科書を使うことになります。

それでは、清瀬小学校から説明します。

知的障害特別支援学級で使用する教科書についてです。

国語・書写及び算数は、1年生では検定済教科書を使用して、特性を見極めることとしました。2年生以上では一部の児童は検定済教科書がふさわしいと考えますが、児童の特性を鑑み、一般図書の調査・研究を行いました。特に国語や算数への関心意欲が高まるよう、体験的な活動を通して学べる内容が重視されているものを中心に調査研究を行いました。

学年によっては検定済教科書と一般図書が混在しているのは、同一学年であっても児童の特性に違いがあることによります。

社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、体育、道徳は、児童の特性から検定済教科書が妥当であると考え、一般図書の調査研究は行いませんでした。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級で使用する教科書についてです。

児童の実態を踏まえ、全て検定済教科書について調査研究を行いました。

清瀬小学校は以上です。

続きまして、清瀬第七小学校について説明します。

知的障害特別支援学級で使用する教科書についてです。

国語・書写及び算数は、児童の特性から検定済教科書又は一般図書の調査・研究

を行いました。一般図書は、学習指導要領が定める国語の内容を踏まえた上で、児童の特性や学びやすさなどの観点を中心に調査研究を行いました。清瀬小学校と同様に学年によっては検定済教科書と一般図書が混在しているのは、同一学年であっても児童の特性に違いがあることによります。

社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、体育は、児童の状況から検定済教科書が妥当であると考え、一般図書の調査研究は行いませんでした。道徳については、1年生は検定済教科書を使用して、特性を見極めることとしました。また、2年生以上は、児童の実態を鑑み、一般図書の調査研究を行いました。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級で使用する教科書についてです。

児童の実態を踏まえ、全て検定済教科書について調査研究を行いました。

最後に清瀬中学校について説明いたします。

知的障害特別支援学級で使用する教科書についてです。

生徒の特性を踏まえると、社会の地理・歴史・公民・地図、そして理科、器楽を含む音楽、技術分野、家庭分野、保健体育、美術、道徳については検定済教科書が妥当であると考えられるので、一般図書の調査研究は行いませんでした。

国語、書写、数学、外国語は生徒の特性を踏まえ、一般図書の調査研究を行いました。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級で使用する教科書についてです。

生徒の実態を踏まえ、全て検定済教科書について調査研究を行いました。

以上です。

(坂田教育長)

それでは質問を受けつけます。

(兵頭委員)

児童・生徒の実態を一番知っている先生方が、これが適切だと判断されたことだと思うので、調査結果を尊重する。

(粕谷委員)

同様の意見で異議なし。

(植松委員)

しっかり実態を把握されている。異議なし。

(宮川教育長職務代理者)

一般図書と検定済教科書どちらも所有するとなると、一年間を通して一般図書のみを

使用することもあれば、一般図書を採用しながらも検定済教科書を使用することもあるのではないかと。実態について伺いたい。

また、理科については検定済教科書ということだが、検定済教科書に採択する良さは何か。

(佐藤委員長)

一点目のご質問についてですが、子供たちの指導については、一人一人の個別指導計画に基づいて指導が進められているので、その個別指導計画を踏まえて考えたときに、同じ教室にいる子供たちの個別指導計画の内容に応じて、共通で指導していきます。一般図書でも検定済教科書でも一緒に活用していくわけですし、個々でやっていかなければいけない部分については、その指導計画の内容、一人一人の力量に応じて使用する教材を変えていくというような指導の形になると思います。

二点目のご質問についてですが、検定済教科書の良さとして、資料や図表などがきれいでわかりやすいです。その部分を活用していくことを考えますと、検定済教科書の方が非常に有効であると考えての判断でございます。

(坂田教育長)

供給不能になってしまうような一般図書についても調べていただいたと思うが、その状況について伺いたい。

また、知的障害学級の道徳の教科書について、清瀬小学校は、検定済教科書を使用するが、第七小学校は一学年を除いて一般図書を使用するとなっているが、これは子供たちの障害の程度が違うと理解してよろしいか。

(佐藤委員長)

一点目のご質問については、全てあるかないかの確認をしております。今年度は、東久留米市教育委員会主催で一般図書の展示会が開催されましたので、各校の教員が出向きまして、確認しながら採択に至りましたので内容の確認はできているとご判断いただければと思います。

二点目のご質問については、基本は児童の実態ということになります。例えば清瀬小学校の児童のことを考えますと、検定済教科書の教材を使用して、話し合いをしていきましようということについて、ある程度できるレベルにある子供たちだと受け止めておりますので、検定済教科書を採択したという実態にあります。

(坂田教育長)

他に質問はありますでしょうか。

(発言者なし)

(坂田教育長)

平成 31 年度使用 小・中学校特別支援学級教科書に関わる調査についての質疑は以上をもって終了とします。佐藤委員長はここで御退席いただきます。

(佐藤委員長 退席)

(坂田教育長)

審議に入りますが、ご意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

(坂田教育長)

それでは、子供たちの実態に合わせて調査研究をしていただいた先程の報告とこの資料に基づいて、教科書を採択するという形でご了解いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

(坂田教育長)

それでは、平成 31 年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書については、提案のとおり採択いたします。

#### 日程第 5 教育長報告

報告なし

#### 日程第 6 教育委員報告

全委員報告なし

#### 日程第 7 議案第 18 号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(細山教育総務課長)

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱に基づき、事務事業における管理・執行状況に対する評価を行うために、毎年度教育に関して学識経験を有する方の知見をいただき、報告書を作成して議会に提出するとともに、

公表するものとしていることから本議案として提出するものでございます。

知見者2名の先生からは、個別の課題や指摘などもいくつかいただきましたが、全体的には、武蔵野大学客員教授の庭野先生からは、「事務事業は効果的に進められており、第2次マスタープランに基づく実行計画においても確実に成果を挙げることを期待する」という評価、国立教育政策研究所総括研究官の橋本先生からは「達成すべき目標を整理しつつ、望ましい成果をもとめるという施策や事業の進め方においてレベルを高めており、効果的にも進められている」という評価をいただきました。

ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

(全員異議なしで可決)

日程第8 議案第19号 清瀬市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用、免職及び職務に関する規則の一部を改正する規則について

(細山教育総務課長)

学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くことを定めた学校保健法は、平成20年6月18日に学校保健安全法へと改正されました。これによりまして、学校に学校医等を置くことを定めた条文は、第1条で引用する条文を第16条から第23条へと改められました。

また、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則を定めた学校保健安全法施行規則は、平成21年3月31日に改正されまして、学校医等の職務執行の準則を定めた条文は、第23条から第25条までを、第22条から第24条までと改められたところでございます。

これらの改正に伴いまして、清瀬市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用、免職及び職務に関する規則を改正する必要があるため、この案を提出するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(全員異議なしで可決)

日程第9 その他 今後の日程について

(細山教育総務課長)

○8月18日(土)～8月28日(火) 清瀬ひまわりフェスティバル(下清戸三丁目地区農地) 9時～16時

○8月20日(月) イングリッシュキャンプ報告会(児童センター ころぼっくるホール) 15時～16時30分

○8月23日(木) 教育委員会連合会第2回理事会・理事研修会(自治会館) 13時～

15時30分

○8月25日(土) 小・中学生水泳記録会(下宿市民プール) 9時～

○8月26日(日) 読書交流会(中央図書館) 10時30分～正午

○9月14日(金) 教育委員会定例会 (生涯学習センター アミューホール) 9時30分～

**閉会**

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後12時15分

平成30年8月17日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 植松 紀子